

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本法人は、公益社団法人高知県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

(目 的)

第 3 条 本法人は、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図り、もって高知県民の医療・保健・福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法に関する研究調査を行い、広く一般に調査結果を公表する事業
 - (2) 理学療法についての広報活動を通じ、県民の健康増進に関する意識向上、正しい知識の普及に資する事業
 - (3) 理学療法士学会、研修会、講習及び研究会等の開催に係わる事業
 - (4) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の教育の向上に資する事業
 - (5) 理学療法に関する刊行物の発行並びに広報活動を通じ、理学療法士の普及啓発をめざす事業
 - (6) 理学療法に関する研修活動を通じ、会員の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、広報活動を通じ会員の福祉の向上をめざす事業
 - (7) 会員相互の福利及び厚生に関する事業
 - (8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に定める事業は、原則、高知県内において行うものとし、事業活動地域については本法人定款細則で定める地域に区分して行う。

第 2 章 構 成 員

(法人の構成員)

第 5 条 本法人は、以下の会員を置くものとする。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条の規定による理学療法士の免許を有し、この法人の目的に賛同する高知県内に勤務または在住している個人をいう。
 - (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同する個人及び団体であって、理事会の承認を得た者をいう。
 - (3) 名誉会員 本法人に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者をいう。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 名誉会員を除き、本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところの手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第7条 本法人の会員は、その旨を理事会に届け出て退会することができる。

(休 会)

第8条 本法人の正会員は、その旨を理事会に届け出て休会することができる。

2 その他休会に関する事項は、本法人定款細則で定めるところによるものとする。

(異 動)

第9条 本法人の正会員は、第4条第2項の事業活動地域の異動があった場合、理事会に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第10条 本法人の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。但し、当該会員に対し総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 正会員の場合、本定款第5条第1項第1号に定める免許を取り消されたとき。
- (2) 正会員の場合、正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 会員が死亡し、または団体にあつては解散したとき。

(会費の納入義務及び免除)

第12条 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入する義務を負う。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。
- 3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の種別)

第15条 本法人の総会は定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 入会の基準並びに会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総正会員の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 前条第2項第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事が選任した正会員が、これに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第21条 議決に出席できない正会員は、予め通知された事項に限り、書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における次条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第22条 総会の決議は、正会員の過半数が出席し、当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、出席した総正会員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員及び機関の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上11名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち3名は法人法上の代表理事とし、本法人の会長及び副会長として会務を統括する。
- 3 代表理事のうち会長を除く2名を副会長とする。副会長は、会長の補佐をし、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め理事会で定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 その他の理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、定款及び総会決議に基づき会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 会計監査
 - (2) 理事の業務執行状況の監査
 - (3) 前2号の業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び高知県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。
 - (5) 監査報告書の作成
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、選挙規定に基づき総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 本法人における理事及び監事については、無報酬とする。但し、別に定める旅費規程並びに会議費規程に基づく支給は妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、前項に定める事項のほか、決定により顧問及び相談役を置くことができる。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(基本財産)

第34条 別に定める財産目録記載の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第35条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 本法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

附 則

(施行日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、当会定款第29条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の理事)

3 公益社団法人への移行後の最初の理事は、次のとおりとする。

代表理事 山本双一

代表理事 清岡 学

代表理事 宮本謙三

業務執行理事 堅田裕次

業務執行理事 小笠原正

業務執行理事 栗山裕司

業務執行理事 日野 工

業務執行理事 山崎裕司

業務執行理事 大畑 剛

業務執行理事 国澤雅裕

業務執行理事 徳平憲治

(定款に定めのない事項)

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

5 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

公益社団法人 高知県理学療法士協会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人高知県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運営のために定める。

(運営基本方針に関する事項)

第2条 本法人が行う事業、活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する事項)

第3条 本法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人高知県理学療法士協会に所属するものとする。

- 2 入会・退会及び異動の手続は、すべて本人の申し出によりすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中は会員の権利を制限する。
- 4 第3項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 5 休会の事由が解消したときは、すみやかに復会しなければならない。入会・退会及び異動の手続は、理事会が定めるところの手続きを行わなければならない。

(会費に関する事項)

第4条 本法人の正会員の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の3月末日まで(前納制)とする。

- 2 休会中の会員から会費は徴収しない。
- 3 本法人の賛助会員会費は、年額20,000円とする。
- 4 名誉会員の会費は、これを免除する。

(会費未納者に関する事項)

第5条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。

- 2 前項の会費未納者とは、定款細則第4条に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
- 3 第1項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。
- 5 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(役員等に関する事項)

第6条 会長は、その権限で局・専門部および委員会を置き、会務の運営にあたる。

- 2 局長は、会長の任命により局を統括する。
- 3 専門部の部長は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第7条 会務担当理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。

部長の兼任はできない。但し委員の兼任は妨げない。

第8条 理事の担当する職務及び専門部の職務分担については、職務権限規程に定める。

(顧問及び相談役に関する事項)

第9条 本法人には、本会の適正な運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える能力を有する人物であり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

4 顧問及び相談役の任期は、定款第26条に準じ、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、会務の運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とし、会長の諮問に応じ意見を具申する責務を負う。

6 顧問及び相談役は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いを請求することができる。

7 前項但し書きの場合、別に定める役員等の旅費に関する規程を準用する。

(局部長等の選任に関する事項)

第10条 局長及び部長の選任は、理事選任後の理事会において行う。

2 専門部の委員の選任については、担当理事並びに部長が協議して決める。尚その結果は、理事会の承認を得ることを要する。

3 局長、部長及び委員の各任期については、定款第26条を準用する。

(地域活動に関する事項)

第11条 正会員の日常活動を活発にするため、高知県内を六区域（安芸地区、中央東区域、中央区、中央西区域、高幡区域、幡多区域）に区分し、各地区に属する地区ごとの活動を行う。但し、会員の所属する施設数、会員区域内の会員数の変動がある場合には変更するものとする。

2 会員区活動は、会員区域を掌握する会員区部活動部長の統括に従い、担当区長を定め其々の区域を分掌し活動を行う。

(理事会に関する事項)

第12条 理事会は、次期総会迄の会務を執行する。

2 理事会は、原則的に年3回以上開催する。

3 局長及び部長は、理事会を代表する会長から理事会出席の要請があった場合、出席し、必要事項について意見を述べるることができる。

4 顧問及び相談役は、会長が必要であると認めた場合、理事会に出席して当該事項につき説明する義務を負う。

(資産管理と財務及び事業に関する事項)

第 13 条 本法人定款第 3 4 条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。

2 公益社団法人日本理学療法士協会高知県士会が設立されるまでの間、その業務を代行することができる。

3 本法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の費用に関する規程に定めるところに従う。

4 旅費等は、本法人の正会員が、本法人の命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

(表彰に関する事項)

第 14 条 会員の表彰については、別に定める表彰規程に従う。

(慶弔に関する事項)

第 15 条 本法人の慶弔に関しては、次による。

(1) 会員又は会員の家族(配偶者及び一親等の親族)が死亡したときは香典を送る。

(2) 理事、監事が死亡した時、または、会長或いは副会長の家族(配偶者及び一親等の血族)が死亡した時は、前号による香典を送るほか新聞に死亡公告を載せることができる。

(3) 前各号に定めるほか、必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

(細則の改廃に関する事項)

第 16 条 この細則の変更は、理事会の承認を経て、総会で承認を受けることを要する。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成 25 年 3 月 27 日に一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規則は、平成 29 年 3 月 12 日に一部改正し、施行する。但し、第 4 条に関しては、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

4 この規則は、平成 31 年 3 月 10 日に一部改正し、施行する。